

さらに一歩前へ  
船員の  
働き方改革

# 船員行政のDX



# 船員行政のDXの背景、各委員への依頼事項 ①

- 社会・経済活動がデジタル化とネットワーク化を深める中で、社会全体のデジタル化は喫緊の課題となっており、政府としても、デジタル手続法（令和元年12月施行）や、デジタル庁の発足（令和3年9月）といった政策が進められている。
- 国土交通省においても、取組を加速させるため、全省的な推進組織として、令和3年12月に「国土交通省DX推進本部」を設置する等、国土交通行政のDXを推進している。
- このような中、ここ数年の新型コロナウイルス感染症への対応において、窓口への出頭が困難な状況においても行政手続がオンライン化されていないといったデジタル化への課題が浮き彫りとなり、「規制改革実施計画（令和3年6月閣議決定）」においては、書面の提出等を求める行政手続について、令和7年までにオンライン化するとの政府方針が示されるなど、行政手続のデジタル化に向けた取組が急加速している状況にある。
- 船社・船員が行う船員関係の行政手続については、運輸局窓口に出頭する際の負担（時間的・金銭的成本、土日祝・夜間は閉庁している制約）が大きく、船社・船員側はもとより行政側についても、負担軽減と業務効率化を図ることとすれば、その手続きに要するコストや時間を生産性向上や働き方改革の実行に充当することが可能となる。
- 上記の問題意識を踏まえ、各委員の皆様から忌憚なきご意見等を頂戴したく、本年4月下旬に開催する予定の当部会において次頁の観点等からご発言をお願いいたします。

# 船員行政のDXの背景、各委員への依頼事項 ②

- 頂きたいご意見の対象

船員法・船員職業安定法に係る手続のデジタル化 (以下「船員行政のデジタル化」と表記)

- 頂きたいご意見の例

- ① 船員法・船員職業安定法に基づく手続で困っている・不便に感じていること
- ② 船員行政のデジタル化に期待すること
- ③ 船員行政のデジタル化に合わせて実施することが望ましいこと(見直し・改善)  
– 許認可等手続の記載内容・添付書類、タイミング、頻度 など
- ④ その他船員行政のDXに関するご意見

- 当面のスケジュール (想定)

令和5年3月	船員部会	(事務局からの説明)
4月	船員部会	(各委員からのプレゼンテーション等)
5月	船員部会	(船員行政のデジタル化の方向性の議論)
6月	船員部会	(船員行政のデジタル化の方向性の取りまとめ)

その後、所要の法令改正、システム開発などを行う。

# 船員行政のDX：参考資料



# 行政手続のオンライン化に関する政府方針 ①

## デジタル手続法（令和元年12月施行）

- ・国の行政手続（申請及び申請に基づく処分通知）について、オンライン化実施を原則化
- ・本人確認や手数料納付もオンラインで実施（電子署名等、電子納付）

## デジタル・ガバメント実行計画（令和2年12月 閣議決定）

### 6 行政手続のデジタル化

デジタル手続法では、行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠なデジタル3原則（①デジタルファースト：個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する、②ワンスオンリー：一度提出した情報は、二度提出することを不要とする及び③コネクテッド・ワンストップ：民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する）を基本原則として明確化するとともに、国の行政手続のオンライン化実施を原則とした。（略）各府省は、…、書面・対面規制の見直しの観点から、オンライン化されていない手続について早期のオンライン化に取り組むとともに、既にオンライン化されている手続についても、使い勝手の向上等を通じて、オンライン利用の拡大を図る。

## 国土交通省デジタル・ガバメント中長期計画（令和2年3月）

### I 基本事項 (3)現状と課題

① 法令に基づく国の行政手続件数を約9割（をオンライン化）にするというデジタル・ガバメント実行計画を実現するためには、国土交通省としても、オンライン化の一層の努力が必要である。

## 規制改革実施計画 主な実施事項（令和2年7月 閣議決定）

行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直し

- ・各府省は、緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。各府省の対応状況は、行政手続等の棚卸調査を実施するIT総合戦略本部と連携して、今年度末までに明らかになるようにする。【令和2年中に措置できないものは、令和3年以降速やかに措置】

## 規制改革実施計画 主な実施事項（令和3年6月 閣議決定）

行政手続の書面・押印・対面の見直し

- ・書面の提出等を求める行政手続について、オンライン化未実施の18,612種類のうち、18,180種類は令和7年までにオンライン化する。【可能なものから順次措置】

## 経済財政運営と改革の基本方針2021（令和3年6月 閣議決定）

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

### 2. 官民挙げたデジタル化の加速 (1) デジタル・ガバメントの確立

オンライン化されていない行政手続の大部分を、5年以内にできるものから速やかにオンライン化し、オンライン化済のものは利用率を大胆に引き上げる。

## デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日閣議決定）

### ○各種免許・国家資格等のデジタル化の推進（P.45）

医師、歯科医師、看護師等の約30の社会保障等に係る国家資格等について、優先的な取組としてマイナンバーを利用したデジタル化を進め、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報提供ネットワークシステムとの連携等により資格取得・更新等の手続き時の添付書類の省略を目指す。

令和3年度（2021年度）に、各種免許・国家資格等の範囲等について調査を実施し、令和5年度（2023年度）までに、資格管理者等が共同利用できる資格情報連携等に関するシステムの開発・構築を行い、令和6年度（2024年度）にデジタル化を開始する。

### ○行政手続のオンライン化の推進（P.70）

各府省庁は、法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して書面の作成・提出等を求める行政手続のうち、令和7年（2025年）までにオンライン化する方針が決定している約18,000種類の手続について、可能な限り前倒しを図りつつ措置する。なお、オンライン化の手法等については、今後の情報通信技術の発展、政府の方針等を踏まえ柔軟に改善する。

各府省庁における対応の進捗は、デジタル庁が実施する「行政手続等の棚卸」により、明らかにする。

### ○国の情報システムを整備する際に留意すべき事項（P.87）

#### ② 行政手続のデジタル化の推進

オンラインによる受付を可能とするとともに、原則24時間365日対応を可能とする。あわせて、添付書類や本人確認、手数料の納付等も含め、手続のエンドツーエンドでのデジタル化を推進する。

# 船員行政手続のオンライン化に関するアンケート調査

## 【アンケート調査実施概要】

実施期間： 令和4年9月26日（月）～9月28日（水） 3日間  
 実施方法： 地方運輸局（沖縄総合事務局を含む）本局及び運輸支局並びに海事事務所にて実施  
 調査結果： 来庁した船員行政手続申請者446名に調査票を配布し、373名が回答

## 【結果概要】

### 1. 回答者の職業

1位：船員（船長以外） 134名（約35%）  
 2位：船長 122名（約32%）  
 3位：その他（海事代理士等） 68名（約18%）

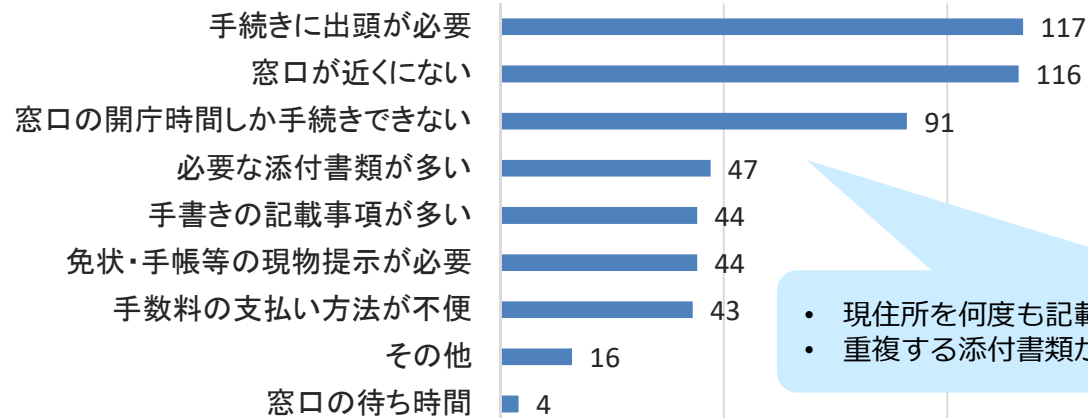
### 2. 来庁の目的

1位 雇入・雇止届出 172件（約43%）  
 2位 海技免状等の更新等 111件（約28%）  
 3位 船員手帳の交付等 56件（約14%）

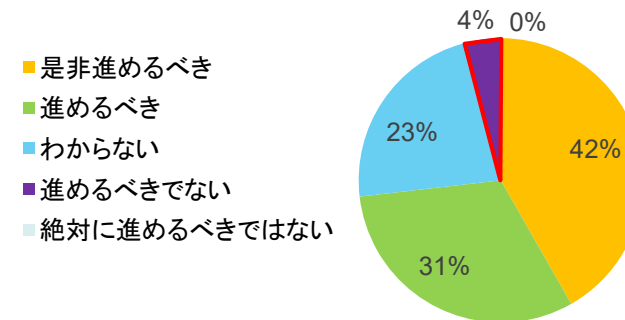
3. 移動にかかる平均時間 往復 約61分

4. 移動にかかる平均費用 往復 約1,500円

### 6. 改善してほしい点 ※複数回答可



### 5. オンライン化の是非



➔ オンライン化に消極的な意見は4%にとどまる。

- ・ 有給休暇を取得して窓口に出頭している  
ので、電子化による手続を進めてほしい。
- ・ 最寄りの港に船員行政窓口がなく、移動時間・費用がかかる。
- ・ 土日祝日・夜間も開庁して欲しい。

- ・ 現住所を何度も記載する必要がある、省ける場所は省いてほしい。
- ・ 重複する添付書類が多く、収入印紙の用意など手続きが煩雑。

### 7. その他意見

- ・ オンライン化手続は進めて欲しいが、窓口対応もこれまでと変わらず対応いただきたい。発行・更新手続きや必要書類が複雑で都度電話や窓口で対応いただき助かっている。

# 船員法及び船員職業安定法関係行政手続（主なもの）

- 船員法及び船員職業安定法の関係で行われている行政手続は、365種類※あり、およそ半数がオンライン化されていない。  
年間1,000件を超える主な手続は以下のとおり。

※行政手続等・行政保有データ(行政手続等関連)の棚卸調査より(R3.3.31時点)

手続き	概要	年間申請数	方法	所要期間
船員手帳	船員の身分および雇用契約が適正かつ有効に成立したことを証明するものであり、船員法第50条の規定により、船員は船員手帳の受有が義務付けられている	約20,000件	船員本人が運輸局等へ出頭し、必要書類(申請書、顔写真、雇用証明書、戸籍謄(抄)本または住民票)を提出	即日 (20分程度)
雇入契約	船舶所有者は、雇入契約の成立、終了、更新又は変更があったときは、遅滞なく、届け出なければならない	約200,000件	届出書を運輸局へ提出	即日 (20分程度)
事業状況報告	船舶所有者は、毎年10月1日時点の船員数等を地方運輸局を通して本省へ報告	約6,000件	報告用紙を本省から各運輸局へ郵送し、各局管内の船舶所有者に配布	約6か月 ※事業者の提出から本省で集計にかかる期間
求人の申込	地方運輸局は求人の申込みを受理し、申込みの内容に適合する紹介をするよう努める	約10,000件	人事・採用等の責任者が運輸局へ出頭し、求人票を提出 ※令和5年3月より個別システムでオンライン化	即日
求職の申込	地方運輸局は求職の申込みを受理し、申込みの内容に適合する紹介をするよう努める	約4,000件	船員本人が運輸局へ出頭し、求職票を提出 ※令和5年3月より個別システムでオンライン化	即日
就業規則の届出	常時10人以上の船員を使用する船舶所有者は、就業規則を作成し、国土交通大臣に届け出なければならない	約1,000件	届出書を各運輸局へ提出	1日～1週間程度
時間外労働に関する協定の提出	船舶所有者は、時間外労働に関する協定を締結したときは、協定書及び届出書を届け出なければならない	約1,000件	届出書を各運輸局へ提出	即日

その他100件を超える手続: 補償休日労働に関する協定の届出、労働条件その他当該求人の申込の内容に変更があった場合の届出、船員派遣事業報告書  
船舶保安管理者選解任、船舶保安管理者講習修了証の交付



# 船員法関係行政手続（資格関係）

手続	概要	年間申請数	方法	所要期間
航海当直部員の認定	国土交通大臣は、航海当直をするために必要な知識と能力を有すると認定した者に対し、船員手帳に証印をする	約3,000件	船員本人が運輸局へ出頭	即日
危険物取扱責任者の認定・更新	船舶所有者はタンカー、液化天然ガス等燃料船には、危険物等取扱責任者を乗り組ませなければならず、国土交通大臣は、必要な知識と能力を有すると認定した者に対し、船員手帳に証印をする	約3,000件	船員本人が運輸局へ出頭	即日
衛生管理者資格の認定	試験に合格した者、能力を有すると認定した者に対して適任証書を交付する	約900件	船員本人が運輸局へ出頭	即日
救命艇手資格の認定	救命艇手としての業務を遂行する能力を有すると認められる者について、認定を行う	約300件	船員本人が運輸局へ出頭	即日
旅客船、RO-RO旅客船教育訓練修了者の要件確認	必要な訓練を修了した者に対して、船員手帳に証印をする	約100件	船員本人が運輸局へ出頭	即日
高速旅客船教育訓練修了者の要件確認	必要な訓練を修了した者に対して、船員手帳に証印をする	約100件	船員本人が運輸局へ出頭	即日
船舶料理士資格証明書の交付	登録試験の合格等、要件を備える者に対し、証明書を交付	約300件	船員本人が運輸局へ出頭	1ヶ月
消火作業指揮者適任証書の交付	消火作業責任者としての業務を遂行する能力を有すると認められる者に対して、適任証書を交付する	数件	船員本人が運輸局へ出頭	即日
特定海域運行責任者の認定	必要な知識及び能力を有すると認定した者に対し、船員手帳に証印する	数件	船員本人が運輸局へ出頭	即日